

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年4月25日時点

👉 クリックするとHPに飛びます  
(一部準備中のものを除く)

👉 クリックするとHPに飛びます  
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、  
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

生活を守る

収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:2021/6/30	貸付最大 <b>200万円</b> (二人以上世帯) 最大 <b>155万円</b> (単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、 最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯) 最大 <b>65万円</b> (単身世帯) 返済開始時期を <b>来年3月末</b> に延長	市区町村の 社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給は2021/6/30が申請期間)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ <b>3か月間再支給</b>	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、 その他住民税非課税の子育て世帯に、 児童一人当たり <b>一律5万円</b> を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00土、日、祝日を除く) 〈住民税非課税の子育て世帯〉 準備中
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に 月額 <b>10万円</b> 、最長 <b>4年</b> 最短 <b>6か月</b> のデジタル分野 等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・ 市区町村まで
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 <b>4万円</b> × <b>12か月</b> の 住宅貸借資金の無利子貸付 1年就労継続なら <b>一括償還免除</b>	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの方は市役所まで)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費 等をカバーする <b>給付型奨学金(返済不要)</b> と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金 相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00土、日、祝日を除く)

事業を守る

休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれは自治体が自由度高く活用することが可能です	【中小企業】緊急事態措置地域 又は まん延防止等重点措置地域 (休業・2時までの時短要請) ： <b>売上高に応じて1日4万円~10万円</b> 等 ※今般(4/25~)の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき地域は、宣言解除まで下限3万円を <b>4万円</b> とする。 それ以外の地域 (2時までの時短要請の場合) ： <b>1日2.5~7.5万円</b> ※ただし、1日2万円とすることも可 【大企業】売上高減少額に応じて 1日最大 <b>20万円</b> (中小企業も選択可能) ※詳細につきましては、リンク先のHPをご確認ください	お近くの都道府県の 窓口まで
1月の緊急事態宣言の影響で飲食店との取引減少、不要不急の外出自粛により売上が減少	一時支援金の支給 3/8申請受付開始	本年1~3月のいずれかの月の売上が <b>50%以上減の中堅・中小事業者</b> 法人 <b>60万円</b> 、個人 <b>30万円</b> を上限に支援	一時支援金事務局 相談窓口 (申請者専用)TEL:0120-211-240 IP電話等から:03-6629-0479
4・5月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引減少等により売上が減少	飲食店の時短営業、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受ける者への支援	対象月の売上が <b>50%以上減の中堅・中小事業者</b> 法人 <b>20万円/月</b> 、個人 <b>10万円/月</b> を上限に支援	準備中
4・5月の緊急事態宣言に伴う休業要請に応じ、大規模施設等を休業	休業要請に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金の支給	緊急事態措置地域 休業要請に応じた大規模施設 <b>20万円/日</b> (1,000平米超) 上記施設においてテナント契約に基づき事業を営む事業所等 <b>2万円/日</b>	準備中
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LODlive2補助金 (4/7公募開始)	《キャンセル費用支援》 上限 <b>2,500万円</b> (補助率 <b>10/10</b> ) (全国77の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限 <b>3,000万円</b> (補助率 <b>1/2</b> ) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで <b>0120-68-7322</b> (受付時間:土日祝日を除く10:00~17:00)
徹底した感染対策のもと、居住地と同一県内の旅行を支援したい	地域観光事業支援	居住地と同一県内の旅行について 1人当たり <b>5千円</b> ・商品代金の <b>50%</b> 支援 前売り宿泊・旅行券の発行 ※地域観光振興券の発行等を実施すると <b>2千円</b> を助成 宿泊事業者による前向きな事業継続への支援 期間の延長及び前売り宿泊券等の発行への支援	【東日本担当】 観光庁観光地域振興課 TEL:03-5253-8328 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL:03-5253-8972
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで	<b>3年間実質無利子</b> ・最長 <b>5年間元本据置</b> 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)4千万円→ <b>6千万円</b> 公庫(中小)・商工中金 2億円→ <b>3億円</b> 直近2週間で売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505(平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 一次公募:3/26~4/30(申請4/15開始) 二次公募:5月前半開始予定 ※2/15以降の支出も対象	新分野展開や業態転換等の事業再構築 に取り組む場合、上限 <b>1億円</b> までを 最大 <b>2/3</b> (中堅は <b>1/2</b> )で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で 本年1~5月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助率を <b>3/4</b> (中堅は <b>2/3</b> )に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話＞03-4216-4080 (受付時間:土日祝日を除く9:00~18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3/31公募開始 なお、申請は4月16日開始 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者 に <b>最大100万円</b> まで <b>3/4</b> 補助 さらに緊急事態宣言の影響で 本年1~5月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助 金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→ 最大 <b>50万円</b> に引上げ	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話:03-6731-9325 (受付時間:土日祝日を除く9:30~17:30)
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 3/25ベンダーの登録受付開始 4/7公募開始 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に 資するITツール等の導入費用を 最大 <b>450万円</b> まで最大 <b>2/3</b> 補助 ※テレワーク用のタブレット対応したITツール導入 (ソフトウェア、タブレット利用料等)を支援する テレワーク対応型は最大150万円	サービス等生産性向上 IT導入支援事業コールセンター <b>0570-666-424</b> (受付時間:土日祝日を除く9:30~17:30)
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 4月9日公募開始	宿泊・観光施設の改修や廃屋の 撤去費用を1地域最大 <b>5億円</b> まで 最大 <b>1/2</b> 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	既存観光拠点の再生・ 高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3835 (受付時間:日祝を除く9:30~18:00)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3/16公募開始 ※1/8以降の事業が対象	中小企業等の高機能換気設備及び 同時に導入する空調設備の 導入費用に対して <b>1/2</b> 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 <b>0570-028-341</b>

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 <b>10/10</b> を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
在籍出向で雇用を維持したい/在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は <b>9/10</b> 、大企業は <b>3/4</b> 助成 (日額最大 <b>12,000円</b> (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 <b>15万円</b> 助成	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイトを含む)に対して 日額最大 <b>11,000円</b> を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15)
コロナで離職を余儀なくされた方※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 <b>4万円</b> 助成 (短時間労働は月額 <b>2.5万円</b> )	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・ 障害福祉分野に就職した場合、 <b>20万円の貸し付け</b> その後、 <b>2年間</b> 継続して 従事することで <b>返済免除</b>	就職した又は就職を予 定している事業所の所 在の都道府県・都道府 県社会福祉協議会まで